

吉野川市運送事業者等支援事業

燃油価格の高騰の影響を受ける、物流等を支える運送事業者等を支援するため、予算の範囲内において吉野川市運送事業者等支援金を支給します。

1. 支給対象事業

- (1) 貨物自動車運送事業（一般貨物、特定貨物、貨物軽自動車運送事業。（トラック運送業等））
- (2) 旅客自動車運送事業（一般貸切、一般乗用旅客自動車運送事業。（貸し切りバス、タクシー、介護タクシー等））
- (3) 自動車運転代行業

2. 支給対象車両

道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車のいずれかであるものであって、申請日において自動車検査証の有効期限が満了していない車両。

- (1) 貨物自動車運送事業車両
貨物自動車運送事業の用に供するための車両（リースを含む）であって、運輸局に登録・届出されている車両
※被けん引車、霊柩車は除く
- (2) 旅客自動車運送事業車両
旅客自動車運送事業の用に供するための車両（リースを含む）であって、運輸局に登録・届出されている車両
- (3) 自動車運転代行業車両
自動車運転代行業の用に供するための車両（リースを含む）であって、公安委員会に届出されている車両

3. 支給対象者 ※令和4年1月1日時点で現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有する者

- (1) 市内に本社・支社または営業所等を有する法人
- (2) 市内に住所を有する個人事業者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び第13項に規定する事業を営んでいない者
- (5) 政治又は宗教を目的とした事業を行わない者
- (6) 吉野川市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当しない者

4. 支給金額

○要綱第4条第1項関係（法人の代表者の住所が市内にある場合、個人事業者の営業所等が市内にある場合）

自動車の種類	自動車の大きさ等	支給金額
大型自動車	・車両総重量 11 トン以上 ・最大積載量 6.5 トン以上 ・乗車定員 30 人以上 のいずれかに該当する自動車	1 台につき 5 万円
中型自動車	・車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満 ・最大積載量 4.5 トン以上 6.5 トン未満 ・乗車定員 11 人以上 29 人以下 のいずれかに該当する自動車	
準中型自動車	・車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満 ・最大積載量 2 トン以上 4.5 トン未満 のいずれかに該当する自動車	
普通自動車 (軽自動車含む)	大型自動車、中型自動車および準中型自動車などのいずれにも該当しない自動車	1 台につき 3 万円

※1事業者1回の支給で上限50万円

○要綱第4条第2項関係

（法人の代表者の住所が市外にある場合、個人事業者が市外で営業所等を有する場合）

支給金額は2分の1で、大型、中型、準中型は2万5千円、普通（軽自動車含む）は1万5千円とし、上限額は25万円。

○要綱第4条第3項関係

（個人事業主が、市内、市外に営業所等を有し、各営業所等において支給対象車両を管理、使用している場合）

第4条第1項関係（市内）、第4条第2項関係（市外）それぞれの金額で算出しそれを合計した額とし、上限額は50万円。

支援金の支給は、予算の範囲内で支給するため、
申請者数の状況によっては減額する場合があります。

支給時期は、令和5年2月以降を予定しています。

5. 受付期間

令和4年11月15日（火）から令和5年1月31日（火）まで ※当日消印有効

6. 申請書類

	貨物自動車運送事業	旅客自動車運送事業	自動車運転代行業
法人	(1) 申請書兼請求書（様式第1号）★	(1) 申請書兼請求書（様式第1号）★	(1) 申請書兼請求書（様式第1号）★
	(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）★	(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）★	(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）★
	(3) 支給対象車両一覧（様式第3号）★	(3) 支給対象車両一覧（様式第3号）★	(3) 支給対象車両一覧（様式第3号）★
	(4) 自動車検査証の写し	(4) 自動車検査証の写し	(4) 自動車検査証の写し
	(5) リース車の場合、その契約書の写し	(5) リース車の場合、その契約書の写し	(5) リース車の場合、その契約書の写し
	(6) 振込先口座がわかる通帳の写し	(6) 振込先口座がわかる通帳の写し	(6) 振込先口座がわかる通帳の写し
	(7) 直近の法人税確定申告書別表第1及び法人事業概況説明書の写しまたは市に届け出た法人設立届の写し等	(7) 直近の法人税確定申告書別表第1及び法人事業概況説明書の写しまたは市に届け出た法人設立届の写し等	(7) 直近の法人税確定申告書別表第1及び法人事業概況説明書の写しまたは市に届け出た法人設立届の写し等
	(8) 運輸局からの事業許可書等の写し（貨物軽自動車運送事業は貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し等）	(8) 運輸局からの事業許可書等の写し	(8) 公安委員会からの認定証の写し
		(9) 自動車代行保険証等の写し	
個人	(1) 申請書兼請求書（様式第1号）★	(1) 申請書兼請求書（様式第1号）★	(1) 申請書兼請求書（様式第1号）★
	(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）★	(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）★	(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）★
	(3) 支給対象車両一覧（様式第3号）★	(3) 支給対象車両一覧（様式第3号）★	(3) 支給対象車両一覧（様式第3号）★
	(4) 自動車検査証の写し	(4) 自動車検査証の写し	(4) 自動車検査証の写し
	(5) リース車の場合、その契約書の写し	(5) リース車の場合、その契約書の写し	(5) リース車の場合、その契約書の写し
	(6) 振込先口座がわかる通帳の写し	(6) 振込先口座がわかる通帳の写し	(6) 振込先口座がわかる通帳の写し
	(7) 直近の確定申告書第1表の写し等事業収入が確認できる書類	(7) 直近の確定申告書第1表の写し等事業収入が確認できる書類	(7) 直近の確定申告書第1表の写し等事業収入が確認できる書類
	(8) 本人の身分証明書の写し	(8) 本人の身分証明書の写し	(8) 本人の身分証明書の写し
	(9) 運輸局からの事業許可書等の写し（貨物軽自動車運送事業は貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し等）	(9) 運輸局からの事業許可書等の写し	(9) 公安委員会からの認定証の写し
	(10) 市内・市外に営業所等を有することが分かる書類 ※(9)の経営届出書を提出の場合は省略可	(10) 市内・市外に営業所等を有することが分かる書類	(10) 自動車運転代行保険証等の写し

★の様式は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所商工観光課、各支所（川島、山川、美郷）に設置しています。

7. 提出方法

感染拡大防止のため、下記提出先まで原則郵送での提出をお願いいたします。

〈提出先・お問い合わせ先〉 吉野川市役所 東館1階 商工観光課 商工振興係
 住所：〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1
 TEL：0883-22-2226
 FAX：0883-22-2237
 HP：<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2022111000029/>



※申請様式等詳細は右のQRコードから市HPをご覧ください。